

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年10月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800068 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800043 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私は、請求期間に A 社の B 事業所に勤務していたところ、平成 5 年 7 月 1 日に同社が同事業所を C 社として設立したため同社に転籍した。転籍の前後において勤務場所、勤務内容に変更はなく継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間に係る記録が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間において A 社から C 社に転籍したとする複数の同僚の証言及び A 社の回答から、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務（平成 5 年 7 月 1 日に A 社から C 社に転籍）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係るオンライン記録における平成 5 年 5 月の記録から、38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、

社会保険事務所は、請求者の同年6月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800093 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800044 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 44 年 8 月 20 日、喪失年月日を昭和 45 年 12 月 30 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、昭和 44 年 8 月から昭和 45 年 9 月までは 4 万 5,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 5 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 44 年 8 月 20 日から昭和 45 年 12 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 44 年 8 月 20 日から昭和 45 年 12 月 30 日まで
請求期間に、A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、記載されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号は請求者の記号番号ではないものの、請求者の氏名及び生年月日で厚生年金保険被保険者記録（資格取得年月日は昭和 44 年 8 月 20 日、資格喪失年月日は昭和 45 年 12 月 30 日）が確認できる。

また、請求者は、「普通自動車の第二種免許を取ってすぐに、A 社に入社した。」と陳述しているところ、請求者の運転免許証から確認できる第二種免許の取得日（昭和 44 年 8 月 * 日）と上記被保険者原票に記載されている資格取得日（昭和 44 年 8 月 20 日）は、請求者の主張とおおむね符号する。

さらに、A 社に係る雇用保険の記録から、請求者の同社における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 44 年 10 月 1 日、離職日は昭和 45 年 12 月 31 日であることが確認でき、当該離職日は上記被保険者原票の資格喪失日とおおむね一致する上、同社の退職について請求者は、「私と同じ時期に退職した同僚はいなかった。」と陳述しており、上記被保険者原票は請求者に係る被保険者原票と推認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、請求者が昭和44年8月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和45年12月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、昭和44年8月から昭和45年11月までの標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、昭和44年8月から昭和45年9月までは4万5,000円、同年10月及び同年11月は5万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800094 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800046 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 12 月 10 日の標準賞与額を 18 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 12 月 10 日

請求期間において、A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した賞与明細書、A 社から提出された賞与統計表及び同社の回答から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与統計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、18 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、平成 26 年 12 月 10 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800092 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800045 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から昭和 50 年 3 月 1 日まで
② 昭和 50 年 3 月 26 日から同年 4 月 2 日まで

私は、A 社において昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 8 月まで継続して勤務したのに、同社に係る厚生年金保険の加入記録が同年 3 月 1 日から同年 3 月 26 日までの期間及び同年 4 月 2 日から同年 8 月 19 日までの期間とされており、請求期間①及び②に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は既に全喪し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、全喪時の事業主に照会したが、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者に係る勤務状況等については不明である旨を回答しており、請求者の請求期間①に対応した厚生年金保険被保険者資格の届出及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、昭和 50 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求期間当時、同社が加入していた B 厚生年金基金から提出された請求者に係る「加入員適用記録照会」により確認できる請求者の厚生年金基金の加入員記録も、上記原票と同様であることが確認でき、これらの記録はいずれもオンライン記録と一致している。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社に昭和 50 年 3 月 1 日に雇用されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と符号しており、請求

期間①に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

加えて、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し、回答のあった者のうち2名は請求者のことを覚えているとしているものの、請求者の同社における勤務期間及び請求期間①に係る厚生年金保険料の控除については分からないとしている。

このほか、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間①に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、A社において昭和49年4月から昭和50年8月まで継続して勤務した旨を主張しているが、同社の全喪時の事業主は請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間②に係る勤務実態を確認することができない。

また、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、昭和50年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年4月2日に再度同資格を取得し、同年8月19日に同資格を喪失していることが確認できる上、上記「加入員適用記録照会」により確認できる請求者の厚生年金基金の加入員記録も、上記原票と同様であることが確認でき、これらの記録はいずれもオンライン記録と一致している。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、昭和50年3月25日に離職後、同年4月2日に再度雇用され、同年8月18日に離職していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と符号しており、請求期間②に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

加えて、請求期間②にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し、回答のあった者のうち3名は請求者のことを覚えているとしているものの、請求者が請求期間②において継続して勤務していたかは分からないと回答している。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、請求者が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。